

募集要項等に関する質問（第二回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
1	募集要項	17	第2	1	(12)		募集要項等に関する質問（第一回）への回答No. 15において「コンソーシアムに支払います。」との回答ですが、設計企業が設計業務委託契約を締結するのは、貴局ではなく、法人格がないコンソーシアムを想定していますでしょうか。同様に、建設JVが建設工事請負契約を締結するのは、貴局ではなく、法人格がないコンソーシアムを想定していますでしょうか。	設計及び建設工事請負契約を、局とコンソーシアムとの間で締結することを想定しています。設計企業と建設JVとは、コンソーシアムを組成し、コンソーシアム内部において必要な協定等を締結されることを想定しています。協定内容は法令、募集要項、設計及び建設工事請負契約、要求水準書、事業者提案等に反しない範囲で、設計企業と建設JVの責任で定めるものとします。
2	募集要項	19	第3	2	(5)		9月22日の技術提案前に、見直しされた事業費限度額の公表または事業費限度額の見直しを示唆する公表を行う予定はありますか？	契約締結前に事業費限度額の見直しを行う予定はありません。事業費限度額の積算基準月は令和4年1月としており、提案価格および契約金額においても同様とします。なお、昨今の労務単価等変動の状況を鑑み、契約金額の変更方法については、後日公表する設計及び建設工事請負契約書（案）の変更版をご確認ください。
3	募集要項	23	第3	4			昨今の国際情勢の急激な変化にともない鋼材等の原料価格の高騰を受け労務費をはじめ資機材費が上昇しております。令和4年1月に公告となった募集要項の事業費限度額を入札前に見直していただくことは可能でしょうか。	No. 2参照
4	募集要項	23	第3	4			令和4年2月18日付『「機械設備工事積算に係わる令和4年3月から適用する標準賃金について」の運用に係る特例措置について（国会公契第47号ほか）』、『「令和4年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について（国会公契第50号ほか）』、『「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について（国会公契第49号ほか）』の通知をうけて、秋田県においても令和4年2月28日（技管－687）付「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」が公表されておりますが、貴市においても同様な対応措置が図られる場合、令和4年1月19日に公告となった募集要項等に記載された事業費限度額は変更せずに、価格評価と提案評価を実施し、優先交渉権者を確定を経て一旦契約を締結し、その後特例措置の下記の算定により契約金額の変更を行うことの理解でよろしいでしょうか。 変更後の請負代金額＝P新×k この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ次に掲げるものとする。 P新：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格 k：当初契約の落札率	No. 2参照

募集要項等に関する質問（第二回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
5	募集要項	23	第3	4			令和4年2月18日付『「機械設備工事積算に係わる令和4年3月から適用する標準賃金について」の運用に係る特例措置について（国会公契第47号ほか）、『「令和4年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について（国会公契第50号ほか）』、『「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について（国会公契第49号ほか）』の通知をうけて、秋田県においても令和4年2月28日（技管－687）付「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」が公表されておりますが、貴市においても同様な対応措置が図られる場合、令和4年1月19日に公告となった募集要項等に記載された事業費限度額の積算のもとになる基準日をご教示ねがいます。	No.2参照
6	募集要項	23	第3	4			秋田県において令和4年2月28日（技管－687）付「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」が公表されておりますが、貴市においても同様な対応措置が図られるとの理解で宜しいでしょうか。 その場合、一旦契約を締結し、その後、契約金額の変更を行うとの理解でよろしいでしょうか。	No.2参照
7	募集要項	23	第3	4			貴市においても秋田県と同様に令和4年2月28日（技管－687）付「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」のような物価変動対応措置を行って頂けますでしょうか。	No.2参照
8	募集要項	23	第3	4			令和4年1月19日に公表された募集要項では、設計及び建設工事費における事業費限度額は¥24,262,480,000-（消費税及び地方消費税を除く。）とあります。 設計及び建設工事請負契約書(案)第51条第6項の協議をさせて頂ける場合、変更前の請負代金額の積算基準日は、「実施方針時」「公告時」あるいは「入札時」のどの時期に該当するかご教示下さい。	No.2参照
9	募集要項	23	第3	4			秋田県より「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について（令和4年2月28日 技管－687）」が出されました。本事業におきましても適用されるとの理解でよろしいでしょうか。 適用される場合、入札前に事業費限度額の見直しは行われますでしょうか。また、その積算基準日は「実施方針時」という理解でよろしいでしょうか。	No.2参照
10	募集要項	23	第3	4			募集要項等に記載されている事業費限度額の積算基準日は、令和4年1月以前のいつでしょうか。	No.2参照

募集要項等に関する質問（第二回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
11	募集要項	23	第3	4			事業費限度額算出時の基準日についてご教示をお願いします。	No. 2参照
12	募集要項	23	第3	4			事業費限度額算出した基準年月はいつでしょうか。	No. 2参照
13	募集要項	31	第3	15			提案価格から優先交渉権者の決定までに、設計及び建設工事請負契約書（案）の第51条6項にある「予期することのできない特別の事情により、施工期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施工費が著しく不相当となったとき」については、契約前であっても貴市と優先交渉権者における契約協議において、提案金額から契約する際に契約金額の変更は可能でしょうか。	No. 2参照
14	募集要項	31	第3	15			昨今の国際情勢の急激な変化にともない鋼材等の原料価格が高騰し、労務費をはじめ資機材費が上昇しております。そのような状況を踏まえ、貴市と優先交渉権者における契約協議において、提案金額から契約する際に、価格の高騰にともなう契約金額の変更は可能でしょうか。	No. 2参照
15	募集要項	31	第3	15			昨今労務費や資機材費が上昇しておりますが、貴市と優先交渉権者との契約協議において、契約金額の変更協議は可能でしょうか。	No. 2参照
16	募集要項	別紙4	1/4				募集要項等に関する質問（第一回）への回答No. 80において、「新設、既設にかかわらず、事業者の責に帰すべきものは事業者負担、局の責に帰すべきものは局負担とします。」との回答ですが、帰責者が明確ではない場合の回答が示されておりません。つきましては、既設仁井田浄水場および豊岩浄水場の施設由来（劣化・損傷・機能不全等）および水運用上の水質、水量、水圧、給水等の悪化について、帰責者が明らかに事業者ではない場合は、局側の負担であるとの認識で宜しいでしょうか。	帰責者が明らかでないときには、まずは、それが明らかになるように調査確認を行うことが基本となりますが、個別の事由により、それが不可抗力に該当するような場合には、設計及び建設工事請負契約書（案）38条が適用されます。
17	募集要項	別紙4	2/4				募集要項等に関する質問（第一回）への回答No. 87において、「整備範囲外であっても、事業者の責に帰すべきものは事業者負担、局の責に帰すべきものは局負担とします。」との回答ですが、帰責者が明確ではない場合の回答が示されておりません。つきましては、第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）による、事業変更・施設運営停止・事業継続の不履行について事業者の管理義務の懈怠により発生した想定外業務リスクにおいて、本事業の整備範囲外であっても、帰責者が明らかに事業者ではない場合は、局側の負担であるとの認識で宜しいでしょうか。	No. 16参照

募集要項等に関する質問（第二回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
18	要求水準書	4	第1	3	(4)	図表4	別発注の取水・導水施設との取合い部の導水管端部の座標等は別紙8に、また、雄物川新設取水塔付近での水位条件については、募集要項等に関する第一回質問回答のNo. 105にご提示いただきましたが、高水位、濁水位、最低水位時の取合い部（導水管端部）での残存水頭の条件を教示願えないでしょうか（取水塔や管理人孔におけるスクリーン等による損失が不明なため）。	取合い部（導水管端部）の動水位は、以下のとおり計画していますが、本水位条件は河川管理者と協議中の数値であり、今後変更の可能性もあります。 高水位=TP+5.798 濁水位=TP-1.106 最低水位時=TP-1.354
19	要求水準書	4	第1	3	(4)	図表4	仁井田浄水場場内整備につきまして、場内道路舗装工事は事業者工事完了後に着工する、との理解でよろしいでしょうか。	局が発注する場内整備につきましても、原則、令和10年3月までの完了を想定しているところです。
20	要求水準書	4	第1	3	(4)	図表4	仁井田浄水場場内整備につきまして、令和10年3月までに完成が絶対条件ではない、との理解でよろしいでしょうか。	No. 19参照
21	要求水準書	4	第1	3	(4)	図表4	仁井田浄水場場外整備 工事用仮設橋につきまして、建設工事の着手予定とされている令和6年7月の段階では完成しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書	4	第1	3	(4)	図表4	仁井田浄水場 場内整備に保安施設の基本設計が含まれていますが、レベルにより実施にかかる費用が大きく異なるため、想定されているレベルをご教示頂けないでしょうか。（例えば、赤外線センサーを敷地境界全体に設置する等）	事業者提案としますが、維持管理性、経済性等を考慮した適度な保安施設を想定しています。
23	要求水準書	5	第1	3	(4)	図表4	脱水汚泥保管棟は局が別途発注する同施設の整備が完了してからとの表記であるが、本事業の建設が始まった場合は天日乾燥床と既設の脱水汚泥保管棟が分断される可能性があります。保管棟への移動はダンプトラックにて場外周りでの運搬等を考慮頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	個別の事案を勘案して協議します。
24	要求水準書	13	第1	4	(5)		第1回質問No. 137、139で要綱、各種基準においては提案書類提出日の最新版を使用し、その後変更があった場合は協議すると理解しますが、提案書提出(9月24日期限)直前に変更されたものへの対応は難しいため、例えば1次提案書提出時等へ変更いただけないでしょうか。	募集要項等に関する質問（第一回）への回答No. 137、139のとおりとします。
25	要求水準書	22	第1	4	(14)	ア 図表15	要求水準(案)に関する質問への回答No. 68で「新仁井田浄水場の浸水対策の盛土による嵩上げは整備予定地全体」との回答ですが、例えば募集要項別紙3に示される天日乾燥床東側の三角用地等を、上げる必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。また、工事用仮設橋に関しては橋の高さで場内側の高さが決まりますので、整備予定地側も高さを合せるとの理解でよろしいでしょうか。	前段：原則、要求水準書（案）に関する質問への回答No. 68のとおりですが、事業者提案において、浄水場の機能を喪失する恐れのない整備用地についてはその限りではありません。 後段：ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問（第二回）への回答

No.	文書名	頁	項目					内容	回答
26	要求水準書	24	第1	4	(14)	ア	図表15	RF-GFフランジは、JIS準拠品である板フランジを使用して構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書	28	第2	2				「局が行う国庫補助事業および交付金事業に係る申請書類等の作成の補助業務等」について、想定される補助申請の適合項目をご教示ください。	実施方針に関する質問への回答No. 60参照
28	要求水準書	29	第2	3	(1)	ア	図表18	沈砂池において、1池清掃、補修時も機能が維持できる構成との記載であるが、後段で適切な水質を確保した水ができれば、1池停止時にも水道指針に示される標準値内に収める必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	後段で適切な水質を確保した水ができることを保証できる根拠があり、局が了承した場合に限り認めます。
29	要求水準書	33	第2	3	(1)	ア	図表18	募集要項等に関する第一回質問回答のNo. 218で、「雨水排水先は古川とし、古川までの排水設備を整備するとの理解でよろしいでしょうか」に対して、「ご理解のとおりです」と回答されています。 一方、要求水準書（案）に関する質問回答のNo. 11では、雨水排水について、「明渠については場内整備（基本設計のみで、整備は含まない）と想定しています」と回答されています。 後者の回答を正と考え、雨水排水は場内整備に含まれ、本事業では基本設計までで、実施設計及び建設工事は対象外との理解でよろしいでしょうか。	場内道路の雨水排水の側溝（集水柵除く）については、局が別途発注する場内整備の範囲とします。それ以外の雨水排水については事業範囲とします。
30	要求水準書	38、39	第2	3	(1)	ア	図表18	水質試験室、水質検査室に流し台を設けて、原水、沈澱処理水、ろ過水、浄水等の各サンプル水を蛇口から流しっ放しにする場合、流し台からの排水は雨水排水としてよろしいでしょうか。	排水池に排水してください。なお、募集要項等に関する質問（第一回）への回答No. 217もご参照ください。
31	要求水準書	45	第2	3	(1)	イ	図表19	募集要項等に関する第一回質問回答のNo. 239で、既設手形山送水ポンプのウォーターハンマー検討書の閲覧は終了しましたがとありますが、3/14にHPに公表された閲覧資料目録（追加分）のどの資料に該当するのでしょうか。	送水管縦断図を参考に検討してください。
32	要求水準書	45	第2	3	(1)	イ	図表19	御所野送水ポンプのVVVF・圧力制御について、どこの圧力を計測して、どのように圧力制御をすることを想定されているのでしょうか。 圧力制御はポンプの吐出側に圧力発信機を設置、吐出圧力を計測して、設定圧力に対して吐出圧力が下回ればポンプ回転数を上げ、上回れば回転数を下げるようにフィードバック制御をするものと考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。 また、既設豊岩送水ポンプも多点送水と思われませんが、既設送水ポンプの運転制御方法について、教示願えないでしょうか。	前段：ご質問のと通りの圧力制御を想定していますが、より良い提案を妨げるものではありません。 後段：吐出圧力の一定制御および各機場の流入弁開度による制御です。
33	要求水準書	46	第2	3	(1)	ウ	図表20	容量が大きい送水ポンプ設備を3相400Vとするとありますが、吐出量、揚程より対応が難しいポンプについては、400Vを超える電圧としてもよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。

募集要項等に関する質問（第二回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
34	要求水準書	48	第2	3	(1)	ウ	図表20	流量計のバイパス管に超音波式流量計を設置できる直管部を設けることとあり、また、前回質問回答にて必要直管長をもうけるとのご回答がございました。弁が不可欠なバイパス管における必要直管長は30Dとなりますが、当該値が必要となるのでしょうか。	募集要項等に関する質問（第一回）への回答No. 258参照のうえ、適切な必要直管長をご提案ください。
35	要求水準書	51	第2	3	(1)	エ	図表21	整備対象外の場内整備の施工時期は、浄水場稼働に支障が無いものについては、令和10年4月の事業完了以降も継続して施工が可能との理解でよろしいでしょうか。	No. 19参照
36	要求水準書	53	第2	3	(2)	ア	図表22	急速ろ過池改造において、逆洗終了時のスローダウン運転を可能とする改造について、既設メーカーによる特許が出願されております。公正な競争という観点から、別途発注とする、特許使用料について秋田市様より提示いただくなど、修正をご検討願います。	原文のとおりとします。 なお、募集要項等に関する質問（第一回）への回答No. 403を参照してください。
37	要求水準書	55	第2	3	(2)	イ	図表23	浜田送水管から分岐し、逆洗・表洗管、既設場内給水配管に接続することとありますが、送水ポンプ室の配置上優位であることを説明する前提で、豊岩送水管から分岐することは可能でしょうか。	原文のとおりとします。
38	要求水準書	別紙8						整備対象外の取水・導水施設工事について、事業用地側（沈砂池側）には、別途発注工事で立坑を設けて工事を行う計画でしょうか。もしくは、DB工事の沈砂池土留めに到達する計画でしょうか。後段の場合、到達のリスクについては、別途発注工事側で負うとの理解でよろしいでしょうか。	取水・導水施設工事において、整備用地内に立坑を設ける予定ですが、河川管理者と協議中であり、今後変更の可能性もあります。
39	事業者選定基準	6	第5	2	表5-1			「Ⅱ更新整備に関する事項(共通事項)_6災害及び事故対応」については、更新整備完了後の対応についての記載との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問（第二回）への回答

No.	文書名	頁	項目			内容	回答
40	提出書類作成要領 および様式集	35	第5	3-I-3-②		募集要項の「応募者の参加資格要件」のところで、第1回質問回答No32「凝集沈澱池および急速ろ過池の機械設備の設置工事については、一部機器の設置工事や、機械設備の修繕工事の実績は認めません。土木・建築施設の新設および更新工事は、土木建築工事単体の実績は認めません。実施方針に関する質問回答No. 143、144をご参照ください。」 と回答を頂いておりますが、技術評価の様式3-1-3-②には、「募集要項で示した要件を満足するものは、同種業務実績として評価します。」とあります。ここでの同種業務実績とは、募集要項22頁第3.3.(2)イdに記載されている企業実績を各工種ごとの業務担当者の実績を評価するものとして、土木・建築施設の新設工事は単体で評価し、機械や電気の建設工事については、一部機器の設置工事や修繕工事の実績を除く、新設及び更新工事の実績に限るものと解釈してよろしいでしょうか。	評価方法の詳細については非公表とします。
41	提出書類作成要領 および様式集	35	第5	3-I-3-②		技術評価の様式3-1-3-②には、「募集要項で示した要件を満足するものは、同種業務実績として評価します。」とありますが、第1回質問回答No32では「凝集沈澱池および急速ろ過池の機械設備の設置工事については、一部機器の設置工事や、機械設備の修繕工事の実績は認めません。土木・建築施設の新設および更新工事は、土木建築工事単体の実績は認めません。実施方針に関する質問回答No. 143、144をご参照ください。」 との回答を頂いております。ここでの同種業務実績とは、募集要項22頁第3.3.(2)イdに記載されている企業実績を各工種ごとの業務担当者の実績を評価するものとして、土木・建築施設の新設工事は単体で評価、機械や電気の建設工事については、一部機器の設置工事や修繕工事の実績を除く、新設及び更新工事の実績に限るものとの理解でよろしいでしょうか。	評価方法の詳細については非公表とします。
42	提出書類作成要領 および様式集	35	第5	3-I-3-②		技術評価の様式3-1-3-②に「募集要項で示した要件を満足するものは、同種業務実績として評価します。」とあります。 ここでの同種業務実績とは、募集要項22頁第3.3.(2)イdに記載されている企業実績を各工種ごとの業務担当者の実績を評価する事理解でよろしいでしょうか。 その場合電気工事についての評価は、して頂けないものでしょうか。	各業務の担当者については評価します。 評価方法の詳細については非公表とします。
43	提出書類作成要領 および様式集	35	第5	3-I-3-②	(別紙)	様式3-I-3-②(別紙)に記載の「同種業務」に求められている実績は、過去何年までの実績でしょうか。	定めていません。
44	提出書類作成要領 および様式集	35	第5	3-I-3-②	(別紙)	様式3-I-3-②(別紙)に記載の「同種業務」には、過去何年までの実績を求められておりますでしょうか。	No. 43参照

募集要項等に関する質問（第二回）への回答

No.	文書名	頁	項目			内容	回答
45	提出書類作成要領 および様式集	35	第5	3-I-3-②	(別紙)	様式3-I-3-②(別紙)に記載の「同種業務」に求められている実績は、過去何年まで認めて頂けますでしょうか？	No.43参照
46	提出書類作成要領 および様式集	35	第5	3-I-3-②	(別紙)	1) 監理技術者の実績は、企業実績同様にフルスペックの沈殿池設備、急速ろ過設備で無ければ、評価加点対象にはなりませんでしょうか。 2) 監理技術者の実績は、沈殿池設備、急速ろ過設備どちらかの実績でも評価加点対象となりますでしょうか。 3) 工場製作期間の監理技術者の実績も評価加点対象となりますでしょうか。	評価方法の詳細については非公表とします。
47	設計及び建設工事 請負契約書(案)	24	第38条	第1項		募集要項等に関する質問(第一回)への回答No.426において、「現時点では特にありません。」との回答ですが、不可抗力とは、「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落雷、地滑り、落盤、火災、有毒ガスの発生、騒乱、暴動、戦争、テロ、コロナなどの感染症、疾病その他甲及び乙の責に帰すことのできない自然的又は人為的な事象であって、取引上又は社会通念上要求される一切の注意や予防措置を講じても、損害を防止できないもの」との理解で宜しいでしょうか。	募集要項別紙4リスク分担表に記載のとおり、「戦争、風水害、地震他、局および事業者の双方の責に帰すことのできない事由等」です。
48	設計及び建設工事 請負契約書(案)	31	第51条	第6項		昨今の戦争等の影響により、令和4年1月の募集公告以降も物価が急激に上昇しております。国土交通省「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について(令和4年2月18日付け、国会公契第49号ほか)」及び「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の決定に関連する入札契約手続等の処理方針について(令和4年2月18日付け、事務連絡)」、秋田県「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について(令和4年2月28日 技管-687)」に基づき、令和5年2月予定の契約直後で契約金額の変更をしていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.2参照
49	設計及び建設工事 請負契約書(案)	31	第51条	第5項 又は 第6項		契約締結日と同時に施工費の変更請求は可能、との理解でよろしいですか？	No.2参照
50	設計及び建設工事 請負契約書(案)	31	第51条	第5項 又は 第6項		契約締結日と同時に施工費の変更請求は可能、との理解でよろしいですか？	No.2参照
51	その他					実施方針に対する質問No.23で工事中仮設橋の詳細を令和4年4月に公表との回答ですが、公表頂けないでしょうか。	別紙1を参照ください。

募集要項等に関する質問（第二回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
52	その他						本事業は基本設計完了から公告後契約締結まで相当の年月を要することから、契約締結に向けて最新の「公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価」、最新の積算基準を適用していることと認識しておりますがご回答をお願いします。	No. 2参照
53	その他						本事業の事業費限度額の算出については、公共工事の品質確保の促進に関する法律等を準用していることと認識しております。 公共工事の円滑な施工確保対策として、契約後、設計時に見積を徴した単価と実勢価格との乖離の恐れがある場合、また契約後の資材や労務単価が高騰した場合インフレスライド条項に基づいて申請することによろしいでしょうか。	No. 2参照